

特別支援教育就学奨励費を御存じですか？

特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」）は、障害のあるお子さんの就学の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減し、これにより特別支援教育の振興を図ることを目的とした制度です。詳しくは、教育委員会学務課またはお通いの学校までお問い合わせください。

◆対象者

八千代市の市立小中学校に在籍し、次の①～③のいずれかに該当する人が申請の対象者となります。

- ①特別支援学級に通学している子
- ②通級指導教室に通級している子の内、公共交通機関等の通学費を要する場合
- ③通常学級に通学している子の内、下の表のとおり学校教育法施行令第22条の3（以下、令22-3）に定める障害の程度に該当する子

視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※1 病弱者の「医療又は生活規制を必要とする」とは、医師を中心とした診断や治療のことで、日常的な薬の服用は含まれません。

※2 病弱者の「生活規制」とは、疾患により運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであることを指します。

◆申請

上記①・③に該当の方は、奨励費の「申請」または「辞退」のいずれかを選択していただく形となります。

②に該当の方で、奨励費（通学費）の受給を希望される場合は、申請が必要です。申請方法など詳しくは6月頃に学校を通じてご案内しますのでご確認ください。

◆支弁区分と支給対象費目

奨励費は、支弁区分によって支給の対象となる費目が次の表のとおり変わります。前年中の世帯全員の所得額等の合算で所得審査を行い、支弁区分（Ⅰ～Ⅲ）を決定します。

収入額／需要額	支給対象費目
1.5倍未満（支弁区分Ⅰ）	学校給食費、通学費、学用品・通学用品費、修学旅行費、職場実習交通費（中学生のみ）、校外活動参加費、新入学児童生徒学用品費
1.5倍以上 2.5倍未満（支弁区分Ⅱ）	
2.5倍以上（支弁区分Ⅲ）	通学費、職場実習交通費（中学生のみ）
準要保護／要保護児童生徒・通級者	

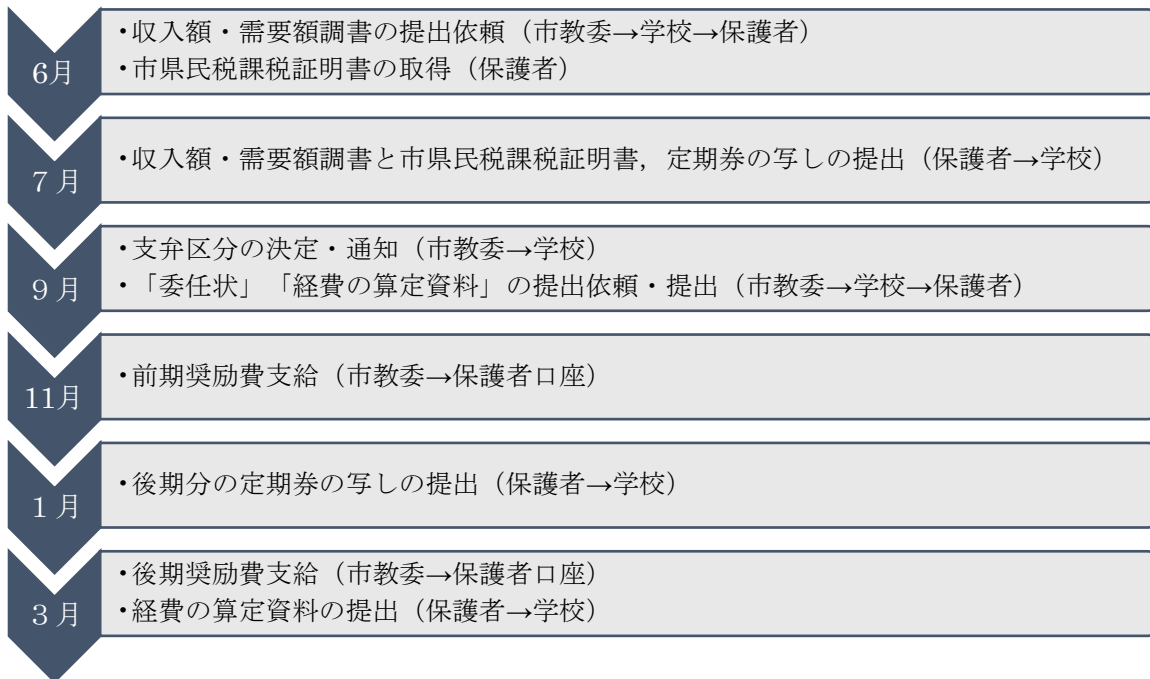
※上記費目が毎年すべて支給されるわけではありません。対象の学年かどうかや実際に参加したかなどにより、世帯ごとに支給の対象となる費目は異なります。（例：新入学児童生徒学用品は4月に在籍している小中学校1年生のみ、修学旅行費は実際に参加した人のみ支給）

※支弁区分Ⅲに該当する方で、通学費・職場実習交通費の該当がない場合は、今年度の支給はありません。

受給を希望される場合は裏面もご確認ください

◆年間の流れ

奨励費の手続きなどは概ね次のような流れで行われます。書類の提出日などは学校ごとに異なりますので、学校からの通知をご確認ください。



次の費目を受け取るために事前に準備をお願いします！

『学用品・通学用品費』

『新入学児童生徒学用品費』

学用品・通学用品費は、学校生活や通学時において必要となる学用品等の購入費を支援します。また、小中1年生については、新入学児童生徒学用品費で支援します。

「学用品・通学用品購入費」「新入学児童生徒学用品費」の受給に向け、購入時の領収書やレシートの保管をお願いします。対象物品は次のようなものが考えられます。

《対象物品の例》ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞典等、上履き、実験・実習用の材料、作業衣等、通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等

『通学費』

通学費は、最も経済的な経路及び方法により通学した場合の交通費を支援します。

「通学費」の受給に向け、全期間の定期券のコピーをお願いします（コピーがない場合は、原則通学費の支給はできません）。

また、夏季休業期間は支給できないため、6か月定期券を購入されても8月分は支給できません。

「3か月定期」または「学期定期」など最も経済的な方法でご購入ください。

お問い合わせは教育委員会学務課

☎047-481-0302 へ

〒276-0045 八千代市大和田138-2